

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成 26 年度地方財政状況調査」、「平成 27 年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成 27 年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成 26 年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が 2,970 億円と、前年度の収入総額と比べ 73 億 4 千万円増、102.5%となった。主な税目で見ると、個人市町村民税が 15 億 6 千万円(1.6%)、法人市町村民税が 52 億円(21.5%)、固定資産税が 8 億 4 千万円(0.6%)と、それぞれ増となった。これは、景気回復により就業者数が改善したことによる個人住民税均等割が 5 億 4 千万円(16.6%)の増、企業収益が改善したことによる市町村民税法人税割が 52 億 1 千万円(30.9%)の増となったことが主な要因である。
- 2 徴収率は、調定総額 3,147 億 8 千万円に対し 94.4%であり、前年度に比べ 0.9 ポイント上昇した。これは、平成 23 年 4 月 1 日から業務を開始した長野県地方税滞納整理機構への滞納案件の移管や、移管予告による自主納付が増加したことに加え、市町村における徴収体制の強化が要因として挙げられる。
主な税目別に見ると、個人市町村民税が 0.6 ポイント、法人市町村民税が 0.9 ポイント、純固定資産税が 0.9 ポイントそれぞれ上昇した。(1 財政概要編 第 2 決算関係 2 平成 26 年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は 31 億 4 千万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、25 億 2 千万円で、全体に占める割合は前年度に比べ 5.3 ポイント上昇し、80.2%となった。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第 1 表のとおりである。固定資産税が 45.1%、市町村民税が 43.1%で、両税を合わせて全体の 88.2%を占めた。次いで、市町村たばこ税 4.7%、都市計画税 4.2%、軽自動車税 1.8%となった。

二 平成 27 年度の課税状況

- 1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。
超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割5、同法人税割 33、固定資産税 11 となっている
(法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む)。

- 2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。
納税義務者総数は、1,075,289 人であり、前年度に比べ 1,608 人、増加している。
納税義務者のうち給与所得者は 787,415 人と前年度に比べ 7,212 人(0.9 ポイント)増加しており、全体の 73.2%を占めている。
また、納税義務者の県人口(平成27年1月1日住民基本台帳人口)に対する割合は50.0%である。
所得割の納税義務者は、926,959 人であり、前年度に比べ22人増加し、総所得金額等は2兆6,821億2千万円で前年度に比べ428億1千万円(1.6 ポイント)増加している。
所得控除額は9,976億3千4百万円と前年度に比べ112億2千百万円(1.1 ポイント)増加し、税額控除額等は31億2千百万円と前年度に比べ8千万円(2.6 ポイント)増加している。
これらの結果、所得割額は957億1千4百万円と前年度に比べ24億5千4百万円(2.6 ポイント)増加している。

- 3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第7表から第10表のとおりである。
全県の土地の評価総地積は、平成27年1月1日現在46億9,773万㎡で、前年度に比べ1,586万㎡(0.3 ポイント)減少した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で7兆3,693億1千8百万円で、前年度に比べ1,374億9千8百万円(1.8 ポイント)減少した。また、課税標準額(法定免税点以上のもの。以下同じ。)は、3兆925億6千5百万円で、前年度に比べ665億8千百万円(2.1 ポイント)の減少となった。
次に、平成27年1月1日現在の全県の家屋の床面積は1億8,768万㎡で、前年度に比べ53万㎡(0.3 ポイント)増加した。課税標準額は、評価替えを行った結果、4兆3,124億4千9百万円で、前年度に比べ1,638億6千1百万円(3.7 ポイント)減少した。
また、平成27年1月1日現在の全県の償却資産の課税標準額は1兆9,987億8千5百万円で、前年度に比べ545億5千5百万(2.8 ポイント)増加した。
価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が6.2ポイントの増加、総務大臣決定分が1.6ポイントの減少、知事決定分が2.8ポイントの増加となっている。

三 税制改正の概要

法人所得課税

1 法人実効税率の引下げ及び代替財源の確保(法人税等)

- ① 課税ベースの拡大により財源を確保しつつ、実効税率引下げを先行(法人税・法人事業税)
実効税率：現行 34.62% → 27年度 32.11%(▲2.51%)、28年度 31.33%(▲3.29%)
- ② 外形標準課税の段階的拡大(法人事業税)

	法人事業税 (県)	法人税 (国)	法人住民税 (県・市町村)												
税率	<p>○ 所得割の税率を引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><現行></th> <th colspan="2"><改正案></th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.2%</td> <td>6.0%</td> <td>4.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 所得800万超の部分の税率 * 地方法人特別税含む</p> <p>○ 所得割の税率引下げに併せ、外形標準課税(付加価値割、資本割)を2年かけ段階的に2倍に拡大</p>	<現行>	<改正案>		27年度	28年度	7.2%	6.0%	4.8%	<table border="1"> <thead> <tr> <th><現行></th> <th><改正案> (27年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> </tr> </tbody> </table>	<現行>	<改正案> (27年度)	25.5%	23.9%	[改正なし]
<現行>	<改正案>														
	27年度	28年度													
7.2%	6.0%	4.8%													
<現行>	<改正案> (27年度)														
25.5%	23.9%														
課税標準	<p>○ 課税ベースを拡大</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><改正案></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><現行></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠損金の繰越控除の縮減 ・ 受取配当等の益金不算入制度の見直し ・ 研究開発費の特別控除制度の重点化 </div>		* 課税標準である法人税額の変動が自動反映												
適用時期	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用														

2 法人税改革に伴う所要の措置(法人税等)

- ・ 中小法人等に係る法人税の軽減税率の特例(所得800万円以下の部分に対する税率:19%→15%)を、2年間延長。
- ・ 法人住民税均等割の税率区分に使用される「資本金等の額」について次のとおり見直す。
 - * 「資本金+資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金+資本準備金」の額
 - * 法人事業税で実施されている無償増減資等を行った場合の調整措置を均等割でも実施

3 地方拠点強化税制の創設(法人住民税)

地域再生法の新たな枠組の下、「地方拠点強化実施計画」が承認された中小企業者等が、次のスキームにより地方拠点を強化する取組を支援する。

- ・ 拡充型・・・地方にある企業の本社機能等の強化の支援
- ・ 移転型・・・東京圏から地方への本社機能等の移転の支援(拡充型より支援措置を深掘り)

法人住民税				
措置概要			<現行>	<改正案>
	措置概要	本社等の建物に係る投資減税	拡充型	(新設)
移転型			建物等の取得価額に対し 25%の特別償却 (*1) 又は 7%の税額控除 (*3)	
雇用促進税制		拡充型	・雇用の増加数 2 人以上かつ増加率 10%以上の中小企業者等について、増加雇用者 1 人当たり 40 万円を税額控除	地方拠点における増加雇用者は 1 人当たり 50 万円 を税額控除 (*4)
		移転型		①移転した地方拠点における増加雇用者の 1 人当たり控除額を、さらに 30 万円 上乗せ (最大 80 万円 の控除) ②上乗せ分 30 万円は、雇用を維持していれば、 最大 3 年間継続 (*5)
*1 特別償却を選択した場合は全青色申告法人が対象 (法人税における対象と同じ) *2 計画承認が平成 29 年度の場合は 2% *3 計画承認が平成 29 年度の場合は 4% *4 増加率 10%以上を満たさない場合でも 20 万円を控除 *5 法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用				
適用時期	3年間(平成 29 年度末までに地方拠点強化実施計画が承認された事業者が対象)			

個人所得課税

1 ふるさと納税制度の拡充

- ・ 特例控除額の上限を個人住民税所得割額の 1 割から 2 割に拡充する。
- ・ 確定申告不要な給与所得者等が寄付を行った場合に、寄付先市町村からの通知により、寄付者の個人住民税課税市町村が、翌年度の個人住民税において、**所得税控除分相当額**を含め控除を行う(「ふるさと納税ワンストップ制度」の創設)。
- ・ 返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応(総務省の技術的助言)。

2 住宅ローン減税措置の対象期間の延長

- ・ 消費税率 10%への引上げ時期の延期に伴い、対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年半延長し、その減収額は全額国費で補填する。

3 少額投資非課税制度(NISA)の拡充

- ・ 年間の非課税投資上限額を100万円から120万円に引き上げる。
- ・ 未成年者向けの少額投資非課税制度(ジュニア NISA)を創設する(年間の非課税投資上限額 80万円)。

4 国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

- ・ 日本国外に居住する親族につき扶養控除の適用を受ける場合は、以下の書類の提出を義務付ける。
 - ア 親族関係書類(親族が外国人である場合は、外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの)
 - イ 送金関係書類(金融機関等の送金依頼書、親族の購入した商品等の代金を支払った場合のクレジットカード利用明細書等)

車体課税の見直し

1 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)導入

平成27年度以降に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、平成28年度の税率を、燃費目標基準の達成度に応じ、おおむね4分の1～4分の3とする。

なお、本特例措置は、軽自動車税の環境性能割の導入時(平成29年4月予定)に見直す。

軽自動車税					
措置概要	○ 乗用の軽四輪車				
		<現行> (H26改正後)	<改正案>		
			電気自動車等	H32基準 +20%達成	H32基準 達成
	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	○ 貨物用の軽四輪車				
		<現行> (H26改正後)	<改正案>		
			電気自動車等	H27基準 +35%達成	H27基準 +15%達成
	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
* 三輪車についても同様の軽課措置を導入					
適用時期	平成27年4月1日から平成28年3月31日に新規取得したものに適用				

2 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げの1年延期

- ・ 原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(平成26年度税制改正)を1年延期
- ・ 小型特殊自動車、農耕作業用自動車の施行日及び適用開始時期についても、二輪車の改正と均衡を失しないよう対応。

3 その他

- 自動車取得税のエコカー減税の判定基準を、平成27年度基準から平成32年度基準へ置き換え、併せて現行の減税対象車で基準未達成となるものの一部を、引き続き減税対象とする措置を実施（平成28年度まで）

資産税関係

1 固定資産税等(土地)の負担調整措置

現行の仕組みを3年延長（見直しについては次期評価替えまでの間において検討）。

2 特定の空家の敷地の住宅用地特例からの除外

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがあるなど、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあるとして「空家対策推進特別措置法」に基づく勧告の対象となった空家の敷地を、住宅用地特例の対象から除外する。

3 固定資産税等の特例措置の延長

- 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産に係る非課税措置を創設（固定資産税・都市計画税）
- 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置を、わがまち特例を導入した上で2年延長（固定資産税・都市計画税）
- 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置を、わがまち特例を導入した上で2年延長（固定資産税）

その他

1 たばこ税の見直し

旧3級品の紙巻たばこ（「わかば」「エコー」「ゴールデンバット」「ウルマ」「しんせい」「バイオレット」の6銘柄）に係る特例税率を段階的に廃止する。

道府県たばこ税・市町村たばこ税					
適用税率	(単位：円/千本)				
	<現行>	<改正案>			
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
	道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円
市町村たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円
(参考) 国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
適用時期	平成28年4月1日以降に行われた売り渡し、又は消費等に係る旧3級品の紙巻たばこから適用				

2 国民健康保険税の見直し

① 課税限度額の引上げ

- 基礎課税額：52万円（現行：51万円）
- 後期高齢者支援金等課税額：17万円（現行：16万円）
- 介護納付金課税額：16万円（現行：14万円）

② 低所得者の負担軽減措置の見直し

- 軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、
5割軽減：26万円（現行：24.5万円）
2割軽減：47万円（現行：45万円）

とする。

3 納税環境整備

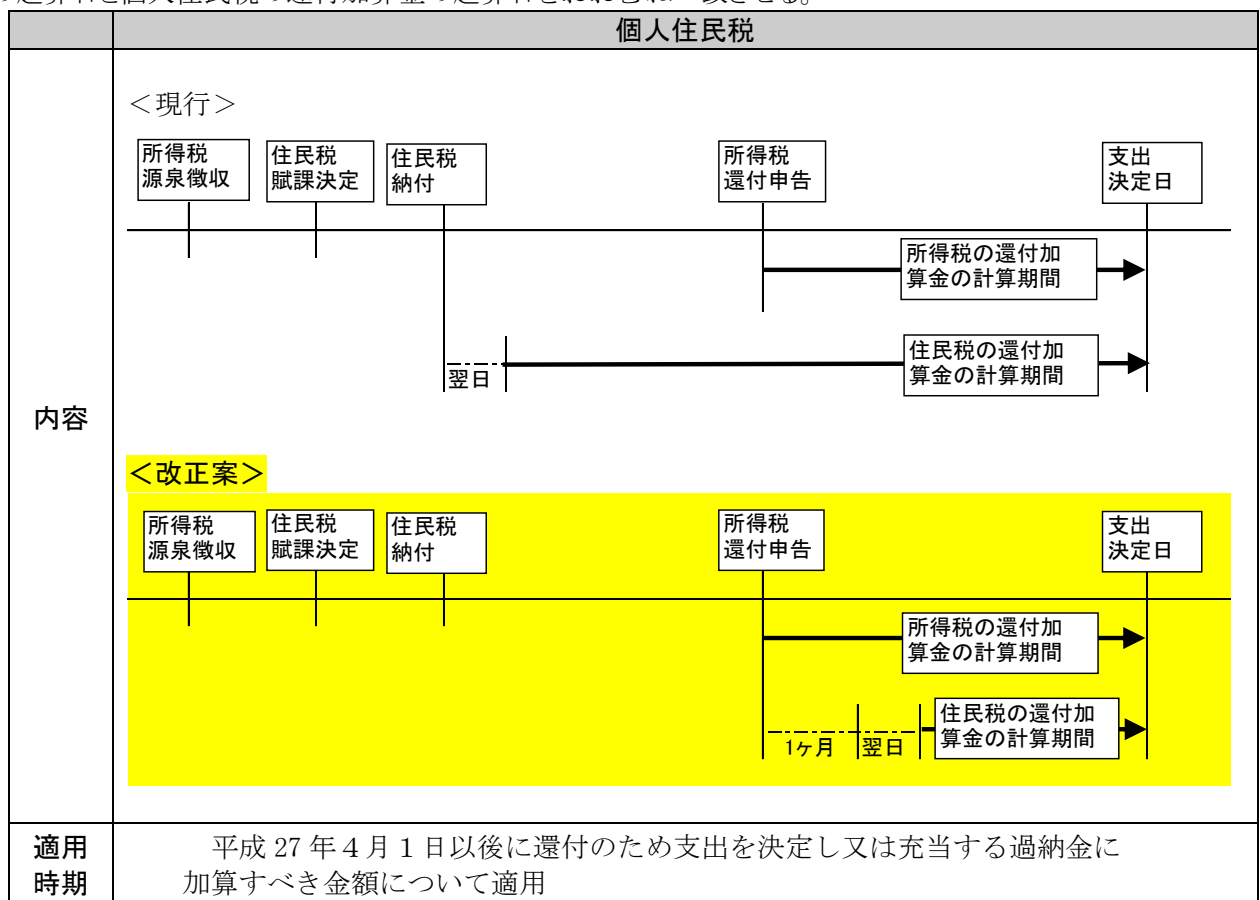
① 猶予制度の見直し

地方分権を推進する観点から、一定の事項については条例で定めることとした上で、次のとおり国税の昨年度の改正を踏まえた所要の見直しを行う。

- * 担保の徴取基準の見直し（条例で定める場合には不要）
- * 納付方法の見直し（条例で定めるところにより、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる）
- * 納税者の申請による換価の猶予制度、分割納付制度の創設（一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となる恐れがあり、納税について誠実な意思を有するとき）

② 個人住民税における還付加算金の起算日の見直し

所得税の還付申告等に基因して個人住民税の減額賦課決定が行われた場合でも、所得税の還付加算金の起算日と個人住民税の還付加算金の起算日をおおむね一致させる。



4 地方消費税の清算基準の見直し

- ・ サービス業対個人事業収入額に用いる統計を、経済センサス活動調査に変更（ただし、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除外）。
- ・ 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を 1 : 1 から 3 : 2 に変更。